

青森県健康経営認定制度実施要綱

(目的)

第1条 従業員の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する「健康経営®」に取り組む県内事業所を、青森県健康経営事業所として認定することにより、事業所全体の主体的な健康づくりを推進することを目的とする。

(「健康経営®」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標である。)

(定義)

第2条 この要綱において、「事業所」とは、常時雇用する労働者を有する法人、個人、団体(国及び地方公共団体を除く。)その他知事が適当と認める者で、次に掲げる各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 県内に事業の拠点があり、県税の滞納がないこと。
- (2) 過去3年間において労働基準法、労働安全衛生法、健康増進法等の関係法令に重大悪質な違反をしていないこと。
- (3) 暴力団等の反社会的勢力に所属したことがなく、これらのものとの関係を有していないこと。

(認定要件)

第3条 青森県健康経営事業所の認定の対象となるのは、別表1に掲げる必須要件を全て満たし、かつ、同表に掲げる選択要件を4以上満たす事業所とする。

(認定の申請)

第4条 青森県健康経営事業所の認定を受けようとする事業所は、「青森県健康経営事業所認定申請書(新規)」(様式1)及び「青森県健康経営事業所認定申請調書(新規)」(様式2)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 定款、寄付行為又はこれらに準ずる規約
- (2) 組織図及び役員名簿又は会員名簿
- (3) その他認定に関し必要な書類で知事が指示するもの

(認定)

第5条 知事は、前条の申請があった場合において、提出された書類等により審査を行い、第2条及び第3条に掲げる要件を満たしていることを確認した上で、これを認定し、「青森県健康経営事業所認定証」(様式3。以下「認定証」という。)を交付するものとする。

2 知事は、前項の規定による認定をしないときは、文書により、その旨を申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による認定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、認定の日から2年間とする。

(調査・報告)

第6条 知事は、前条の認定(第9条第2項及び第10条を除き、以下単に「認定」という。)に関する事務の遂行に関し必要限度において、認定の申請をした事業所又は認定を受けた事業所(以下「認定事業所」という。)に対し、報告を求め、又はその職員に、当該認定事業所に出向き、調査させることができる。

(変更の届出)

第7条 認定事業所は、名称、代表者職氏名又は所在地に変更があった場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、「青森県健康経営事業所変更届出書」(様式4)により、知事に届け出なければならない。

(認定の取消し及び再申請の制限)

第8条 知事は、認定事業所が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき
- (2) 第2条及び第3条に掲げる要件を満たさなくなったとき
- (3) その他認定事業所として適当でなくなったと知事が認めるとき

2 前項の規定により認定を取り消した場合は、その旨を当該認定事業所に対して通知するものとする。

3 前項の規定により認定の取消しを通知された事業所は、速やかに認定証を知事に返還するものとする。

4 第2項の規定により認定の取消しを通知された事業所は、その通知の日から知事が別に定める期間は再申請することができない。

(認定の辞退)

第9条 認定事業所は、認定を辞退しようとするときは「青森県健康経営事業所認定辞退届出書」(様式5)を速やかに知事に提出し、併せて認定証を知事に返還しなければならない。

(認定の更新)

第10条 有効期間を経過した後において、引き続き認定を受けようとする認定事業所は、「青森県健康経営事業所認定申請書(更新)」(様式1)及び「青森県健康経営事業所認定申請調書(更新)」(様式2)に第4条各号に定める書類を添付し、有効期間が満了する日の30日前までに知事に申請しなければならない。

2 第5条から前条までの規定は、前項の規定による更新の認定について準用する。

(認定事業所の公表)

第11条 知事は、第5条第1項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定、又は第8条第1項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定の取消しをしたときは、当該認定事業所を青森県のホームページで公表するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 知事は、認定の事務に関し入手した個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の適切な管理に努めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本制度の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。